

金ヶ崎町告示第17号

金ヶ崎町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

金ヶ崎町長

金ケ崎町条例第4号

金ケ崎町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

金ケ崎町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年金ケ崎町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、金ケ崎町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年金ケ崎町条例第14号）第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、金ケ崎町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年金ケ崎町条例第14号）第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。